

# 様々な角度からサービスの向上を!

北海産業は、お客様が安心してレンタル・リース機械・機器をご利用いただけるよう各種法令を遵守し、機器の検査・メンテナンスの充実、補償制度の拡充に努めています。

## 1 特定自主検査制度

特定自主検査は機械の定期健康診断です。当社は検査業者として登録済みです。

フォークリフトや車輛系建設機械について、事業者は1年以内ごとに1回、定期的に、有資格者による自主点検を義務付けられています。当社では、建設機械整備技能士特級、1級、2級を有するスタッフを多数擁しており、検査業者の登録を受けています。

登録検査業者



事業内検査業者



## 2 可搬型発電機定期点検

ステッカーで一目瞭然。安心して使える発電機。

当社の可搬型発電機はすべて、安全点検を毎年行っており、定期点検済ステッカーが貼ってあります。安全のため、ご使用前に必ずご確認ください。



## 3 移動式クレーン定期検査

移動式クレーンの定期自主検査は「建機工認定検査者」にお任せください。

移動式クレーンの災害防止を目的としたものです。定期自主検査の代行検査は、高度な専門知識と確かな技術を持つ「建機工認定移動式クレーン定期自主検査者」にお任せください。



## 4 排出ガス規制

排出ガス対策型建設機械には日本建設機械化協会発行の指定ラベルを貼付します。

国土交通省が設けた「建設機械に関する技術指針」に基づいた排出ガス基準を満たした機種でなければ原則として国土交通省直轄工事現場で使用することはできません。排出ガス対策型建設機械には、「日本建設機械化協会」発行の指定ラベルを貼付します。

